

審査会回答第16号
平成21年8月31日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（回答）
平成20年6月4日付け市第432号による意見照会について、下記のとおり回答します。

記

1 事案名

意見照会第20号

平成20年3月19日付けで異議申立人から提起された、平成20年3月17日付け市第6288号で行った開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る異議申立てに対する決定について

2 回答内容

(1) 結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

(2) 理由

ア 本件処分に係る行政文書開示請求における行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載は、「別紙に記載」というものであり、本件請求書に添付された別紙に記載されている内容は、次のとおりである。

「1、鋸南町が国保鋸南病院を指定管理者に運営を委託する条例改正を平成20年1月臨時町議会で可決し本年4月より施行することに関して

- 1) 補助金適正化法違反となることがわかる一切の書類
- 2) 補助金適正化法違反とならないことがわかる一切の書類
- 3) 補助金適正化法違反となる場合、放置している県職員が誰かわかる一切の書類

2、鋸南町が平成16年度同町の一般会計か国保会計での剰余金を地方財政法7条に違反して積み立てをしなかったことがわかる一切の書類（放置している県職員が誰かがわかる書類含む）及び同町の平成18年度の一般会計か国保会計で粉飾決算をしたことがわかる一切の書類

3、平成19年12月31日付け行政文書開示請求書（收受日H20. 1. 4受付

1004番)の開示請求に係る行政文書の内容を改ざんしたことに関与した県職員が誰かがわかる一切の書類

4、鋸南町が、国庫補助を受け平成11年に完成させた国保保健福祉総合施設内の通所介護部門の運営を、同施設の設置管理の町条例を改正(地方自治法の指定管理者制度を導入)し、H19.12.11の鋸南町議会定例会で、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会を指定管理者に指定することを可決し、同月18日付鋸南町告示81号で鋸南町長が地方自治法244条の2第3項の公の施設に係る指定管理者の指定を行なったことから、同施設の補助金を国へ返還するよう助言したことがわかる一切の書類及び前述助言をしていない県職員が誰かわかる一切の書類(いわゆる「公設民営」の取扱いに関する国の通知も含む)

5、鋸南町の国保事業に関して、同町の一般被保険者の賦課限度超過額の合計額(医療分と介護分の合計額)を一般会計から国保会計へ繰入れがないことがわかる一切の書類(放置している県職員が誰かわかる書類も含む)及び同町の退職被保険者の介護納付金賦課金の「平等割と均等割の軽減合計額」と「賦課限度超過額の合計額」が同町の国保会計へ繰入れられたことがわかる一切の書類

6、平成19年12月3日付保指5442号と平成20年1月25日付保指5746号の各自己情報開示請求却下処分に対する平成20年1月26日付異議申立書の「5.異議申立ての理由」に記載されている内容の事実を証明する一切の書類

7、鋸南町の国保事業に関して千葉県職員が監査したことがわかる一切の書類(助言したことがわかる書類も含む。)

イ 本件処分に係る行政文書開示請求(以下「本件請求」という。)は、上記アの行政文書開示請求のうち、1、2、3及び6であり、実施機関は、本件請求に係る行政文書を特定することができないと判断し、平成20年3月10日付け市第6208号にて異議申立人に対し補正を求めたところ、異議申立人から同月12日付けで回答書(以下「回答書」という。)が送付された。

ウ 回答書に記載された内容は、次のとおりである。

「1、につき

『国保鋸南病院は国民健康保険直営診療施設であることから、料金制(有)(診察料を指定管理者の収入)とする場合、同直営診療施設とならないことになる。同直営診療施設は国保法82条に基づくもので、国庫補助がされているから、目的外使用(施設の転用)となると補助金適化法違反とされるか否か問題がある。条例は法令に違反してはならない(地方自治法14条)ことから、鋸南町から条例改正の行政文書を受取っている県市町村職員は、何かしらの行動をとらざるを得ず、その関係についての一切の書類も含む。(同条例に関する一切の書類も含む。)

2、6につき(共通)

『国への決算統計の進達書類や、H20.2.25付鋸監4号(監査結果)や、H20.2.8付市5833号に関する一切の書類(H20.2.13付却下通

知書に関する一切の書類含む) や、平成19年度の起債許可(申請含む)の書類に関するもの一切のものも含む。補正要求書内の書類も含む。』

3、につき

『H20. 2. 15付市6008号に関する一切の書類を含む(苦情申出書含む)。H20. 2. 5付市5904号の起案用紙に押印した職員が誰かがわかる書類含む。』

2、につき

『平成11年度以降の決算統計進達時点で過去3年分の鋸南町の決算書を見れば、地方財政法7条違反から粉飾決算が明らかである。粉飾決算を黙認し、公債費負担適正化計画に関する書類を国へ進達し続け、平成19年度は起債許可もしている。これらに関する一切の書類も含む。(勝山小学校建設に関しては、支持杭が岩盤に達していない耐震偽装があるのに起債許可をしたことも含む。同小学校建設には国庫補助がされていることから、補助金適化法が適用される。粉飾決算をしてまで(地方財政法7条の目的である過大な予算執行禁止も含める。)、起債許可を求め、平成19年度の補正予算や平成20年度当初予算でH20. 2. 25付鋸監第4号の監査結果にある地方財政法7条違反の鋸南町を放置している市町村課の岡本副課長他の職員が、放置している事実についてわかる一切の書類も含む(補助金適化法の情を通じた者に該当しないことがわかる一切の書類含む。)。』

エ 実施機関は、回答書には本件請求に係る行政文書を特定するに足りる具体的な記載はされておらず、形式上の不備は解消されていないと判断し、本件処分を行った。

オ 千葉県情報公開審査会で、本件請求書及び回答書を確認したところ、本件請求は、鋸南町が鋸南町国民健康保険鋸南病院に指定管理者制度を導入することが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に違反すること、鋸南町が一般会計又は国民健康保険特別会計での剰余金を地方財政法(昭和23年法律第109号)第7条に違反して積み立てていないこと、実施機関が受付1004番で受け付けている平成19年12月31日付け行政文書開示請求に係る行政文書の内容を改ざんしたこと等を前提とした開示請求であることが認められる。

また、回答書には、上記ウのと通りの記載がされているものの、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第7条第1項第4号に規定する「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載は認められない。

カ 以上のことから、本件請求の趣旨を満たす行政文書がどのようなものか不明であったという実施機関の説明は首肯できる。したがって、本件処分は妥当である。